

番 号： 140720

国 名：マレーシア

担当部署：地球環境部環境管理グループ環境管理第1チーム

案件名：マレーシアE-waste管理に関する情報収集・確認調査（E-waste管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：E-waste管理
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年10月上旬から2015年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.55M/M、現地 1.87M/M、合計 2.42M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日 現地業務期間 5日 国内業務期間 4日 帰国後整理期間 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	E-waste管理にかかる各種調査
対象国/類似地域	マレーシア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

廃電気・電子機器廃棄物（以下、「E-waste」）は鉛、水銀、カドミウム等の有害物質を含有しており、これらE-wasteの不適切な処理は土壌汚染や水質汚染等の環境問題の原因の一つである。他方、E-wasteに含まれる有価物・希少金属は持続的資源の利用、物質循環の観点から重要であり、近年、E-wasteのリサイクルは環境配慮及び持続的資源の利用から重要性が高まっている。

マレーシアでは、産業界から排出されるE-wasteの処理についてはマニフェスト制度によって管理しており、ある程度体制が整っているが、一般家庭からのE-waste回収・リサイクルシステムは整備されていない状況にある。

そこで、日本の家電リサイクル法（2009年改正）に基づく取り組み（生産者責任、マニフェスト制度等、独自の制度等）を踏まえた上で、JICAでは、マレーシアで2011年9月から2013年3月まで「廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、マレーシアの一般家庭から発生するE-waste回収のモデル開発を目標に、ペナン島で、同廃棄物回収のためのパイロット・プロジェクトを実施した。

本パイロット・プロジェクト終了後には、マレーシアを含む東南アジア地域へのE-waste管理に係る協力展開の可能性を検討するため、2013年9月から2014年8月までの間、基礎情報収集・確認調査を実施した。同調査では、ペナン島のパイロット・プロジェクト終了後の状況をモニタリングするとともに得られた課題を分析し、他地域への協力の展開に向けた提言をまとめた。また、タイ、インドネシアのE-waste管理の状況を把握し、マレーシアの経験のタイ及びインドネシアへの適用の可能性を検討した。

他方、同調査に並行して、マレーシア政府（天然資源環境省（DOE））は、マレーシアの現状に即した形での拡大生産者責任（EPR）制度の導入を含めたE-waste管理に関する法制度化の検討を本格的に開始した。しかしながら、必要となるE-wasteリサイクルにかかるコスト分析、リサイクル基金の運営メカニズムの構築、及び制度の運営管理等に関し、DOEは必要なノウハウ及び経験を有しておらず対応に苦慮している状況が明らかとなった。このような背景により、マレーシア政府から「廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト（フェーズII）」（以下、「技プロフェーズII」）の要請が出された。

本調査では、マレーシアでのE-waste管理に係る法制度化の流れを見極め、技プロフェーズIIの円滑な案件形成を行うため、先に実施した基礎情報収集・確認調査で見出された課題に加え、先方の法制度化に向けた方針や取り組み状況等に関して追加的な情報収集を行うことを目的として、本基礎情報収集・確認調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、先に実施した基礎情報収集・確認調査で見出された課題を踏まえ、担当分野にかかる追加情報収集のために必要な以下の調査を行う。カウンターパート機関はマレーシア天然資源環境省（DOE）とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2014年10月上旬）

- ① マレーシア及び他国におけるE-waste関連のJICAプロジェクトの報告書（参考資料）等をレビューする。
- ② 先に実施した基礎情報収集・確認調査報告書を参考に、新規プロジェクトの具体的な活動計画策定のために必要な追加情報収集項目を整理する。
- ③ 必要に応じて、事前に日本国内のリソースパーソンと面談する等情報収集を行い、議事録を作成する。
- ③ 業務の進め方について、地球環境部と確認・調整する。
- ④ 現地派遣期間に実施すべきワークプラン案（英文）を作成する。
- ⑤ 対処方針会議やその他打合せ等に参加する。

（2）現地派遣期間（2014年10月上旬～2015年2月下旬）

- ① カウンターパート機関及びマレーシア事務所と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針、

業務内容について詳細に打合わせ、ワークプランを最終化し、カウンターパート機関、マレーシア事務所及び地球環境部に提出する。

- ②E-waste管理において、対象となる家電製品の輸入業者、製造業者等重要なプレーヤーとの協力により、必要なデータの収集とリサイクルコスト分析に必要な事前情報を整理する。
- ③必要に応じて、ステークホルダーから情報収集するとともにコンセンサスを得るため、ワークショップを開催し、また、ステークホルダー間の協議の開催を促す。
- ④カウンターパート機関の意向やニーズを把握するとともに、先の基礎情報収集・確認調査で見出された課題解決に必要なデータの情報収集及び分析等を実施する。
- ⑤マレーシアに適した効率的なEPRファンドモデルの検討に必要な情報及びEPR制度に基づく実施体制を構築するために必要な情報を収集・整理する。
- ⑥技プロフェーズIIに係る詳細計画策定調査（以下、「詳細計画策定調査」）に関し、本調査で得られた情報を提供するとともに、技プロフェーズIIのカウンターパート機関との協議への参加等を通し、詳細計画策定調査が行う情報収集・整理や、PDM案、PO案等の作成に協力する。
- ⑦調査結果を整理し、カウンターパート機関及びマレーシア事務所に報告する。

(3) 国内業務期間（2014年10月～2015年2月の間の毎帰国時）

- ①現地調査の間の一時帰国時に調査進捗状況をまとめ、地球環境部に報告する。
- ②E-waste管理に関係する家電製造業者等の協力を得て、日本の事例に関する情報収集を行い、現地業務の調査分析結果に反映する。

(4) 帰国後整理期間（2015年2月下旬）

担当分野にかかる調査報告書（和文）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（2）調査報告書とする。

(1) ワークプラン（英文3部：監督職員、マレーシア事務所、関係機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 調査報告書（和文）

本報告書には、収集した資料一式を含むこと。

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒クアラルンプール⇒成田を標準とします。

(2) 戦争特約保険料

特になし。

(3) 一般管理費等の上限加算

特になし。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年10月上旬～2015年2月下旬を予定していますが、総日数を56日と想定し、派遣回数は4回を上限として、カウンターパート機関の法制度化の動き及び当該詳細計画策定調査の日程を勘案し、派遣期間・時期について地球環境部とともに決定していくものとします。滞在日程はある程度の調整は可能です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団の構成は以下のとおりです。

- ・ E-waste管理（本業務コンサルタント）
- ・ 現地業務監督（JICAマレーシア事務所）

本業務の現地作業期間に派遣予定の詳細計画策定調査団の構成は以下のとおりです。

- ・ 総括（JICA）
- ・ 廃棄物管理（JICA）
- ・ 評価分析（本業務コンサルタント）
- ・ 協力企画（JICA）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

なし

カ) 執務スペースの提供

C/P機関より執務スペース提供（ネット環境完備）を予定

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部環境管理グループ環境管理第1チーム（TEL:03-5226-9531）にてCD-ROMを配布します。

- ・ マレーシア及び近隣国E-waste管理に関する情報収集・確認調査ファイナルレポート
- ・ Malaysia:The Project for Model Development for E-waste Collection, Segregation and Transportation from Households for Recycling Final Report

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②マレーシア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、マレーシア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上